

令和2年度第8回総会（月例）議事録

日 時	令和2年11月27日（金） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 室屋 智美 横峯 明人
欠席委員 （1名）	上入來 幸一（会長）
事務局	事務局長 木口屋 主 幹 新地 支局主任 大小田、村田、末永、安田、溝川、東、今吉、児之原、石田 専門員 井上、矢崎 主 査 安樂、内村、水盛、取違、二俣、渡邊、原口 主 事 塩田 主 任 鮫島、山本、平川 技 師 遠矢
農政総務課	
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 農地法第18条第6項の規定による通知に係る総会取扱いについて 6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 7 非農地認定に関する件 8 農用地利用集積計画に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 10 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 11 相続税の納税猶予に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会） 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 鹿兒島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 6 賃借料情報の提供について

議 長	<p>開 会 (午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第8回総会を開催いたします。</p> <p>本日は会長が欠席のため、会長代理の私が議事進行いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上入来委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、園山委員、永尾委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ 5 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 1 号、申請事由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 番号 2 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 3 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1 5 番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 4 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、5 番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 5 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」5 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2. 農地転用事業計画変更申請に関する件 2 ページ 1 件	
議 長	<p>次に、議題 2. 「農地転用事業計画変更申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題 3. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」番号 2 号の案件が、この事業計画変更申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思ひます。</p> <p>それでは、吉田、1 2 番委員お願ひします。</p>
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、変更後：貸駐車場、変更前：店舗・駐車場、申請事由：事業拡大に伴い従業員用の駐車場が必要となったため、権利の種別：所有権移転、許可日：平成 3 0 年 8 月 7 日、許可番号：農委第 3 0 5 5 - 3 号、別件 4 条番号 2 同時申請。</p> <p>この件につきましては、3 ページ、4 条許可申請番号 2 と関連がありますので、読み上げます。</p> <p>番号 2 号、用途・施設：貸駐車場 1, 2 0 9. 0 0 m²、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…宅地、西…県道、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>これらの件につきまして、補足説明いたします。</p> <p>申請地は、吉田支所から南に約 3 k m に位置する県道鹿児島吉田線沿いの、相当数の街区を形成している区域内にある街区内農地の第 2 種農地に該当します。</p> <p>申請人は、市内で運送業を営む法人の経営者で、申請地を平成 3 0 年 8 月 7 日付で、コインランドリー・月極駐車場として 5 条許可を受けましたが、申請人の営む運送会社の事業拡大により、従業員用駐車場の増設が必要となったため、今回、5 条事業計画変更と 4 条許可申請を行ったものです。</p> <p>申請地は、すでに全体を従業員用駐車場として利用されていることから、代理人を通じて、過去の経緯を含めた始末書の提出を求め、農地転用許可を受けた内容から変更して転用する場合は、農地法の許可が必要であること、今後このような事が無いよう、指導を行ったところであります。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号2号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 3ページ 2件	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど吉田の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の1件について審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：駐車場174.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・南・北…宅地、西…私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」1件、につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 4ページ～8ページ 18件	
議 長	次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟105.37㎡、庭敷地等308.07㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、宅地、西…市道、宅地、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種類別：使用貸借権。</p> <p>番号2号、駐車場185.00㎡、東…宅地、他人畑、西…県道、南…雑種地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、建売住宅2棟195.83㎡、庭敷地等361.56㎡、東…河川管理道路、西…水路、南…他人畑、北…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…河川管理道路側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟98.54㎡、庭敷地等370.46㎡、東…里道、西・南…宅地、北…他人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号5号、住家1棟79.49㎡、庭敷地等293.51㎡、東…水路、西…他人畑、南…宅地、北…里道、他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟115.72㎡、庭敷地等124.28㎡、東…渡人畑、西・南…宅地、北…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、建売住宅2棟148.23㎡、庭敷地等349.77㎡、東・西・北…宅地、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、住家1棟76.80㎡、庭敷地等405.20㎡、東…山林、西…市道、南…渡人畑、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、資材置場369.30㎡、駐車場128.70㎡、東…他人畑、西・北…渡人畑、南…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、太陽光発電577.00㎡、通路等803.00㎡、東・西…農道、南・北…他人畑、境界…土留、防護柵、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は伊敷支所から北東へ約1.8kmに位置する第2種農地の市街化近接農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル340枚、発電出力49.5kWで、約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお、九州経済産業局からの発電設備認定の通知を、令和元年11月に受けております。</p> <p>また、九州電力との系統関係に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>番号11号、太陽光発電581.00㎡、通路等992.15㎡、法面379.85㎡、東…原野、市道、西…他人畑、南…市道、北…渡人畑、境界…土留、防護柵、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は伊敷支所から西へ約2.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル308枚、発電出力49.5kWで、約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお、九州経済産業局からの発電設備認定の通知を、令和2年1月に受けております。</p> <p>また、九州電力との系統関係に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>番号12号、住家1棟99.37㎡、駐車場102.00㎡、庭敷地233.63㎡、東…他人田、水路、西…農道、水路、南…水路、北…他人田、農道、境界…ブロック積、土留、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地で、農地区分は第1種農地に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外となる集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。

1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、資材置場1, 100.00㎡、転回場等806.00㎡、東…水路、原野、西…里道、山林、南…水路、他人田、北…里道、他人田、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、貸車両置場64.00㎡、転回場等123.00㎡、東…宅地、他人畑、西…宅地、南…渡人畑、北…市道、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、建売住宅8棟770.10㎡、通路240.43㎡、庭敷地等929.47㎡、東…他人畑、西…雑種地、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、貸資材置場922.00㎡、駐車場120.00㎡、通路270.00㎡、東…山林、市道、西…雑種地、南…市道、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、クヌギ88本1, 139.00㎡、東…他人田、西…雑種地、南…他人田、雑種地、原野、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ約4.6kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>譲受人は、申請地にクヌギを栽培し、原木からしいたけを栽培しようとするもので、法人の事業として定款に定められている林産物の生産・加工・販売業務を行おうとするものです。平成28年7月にも同様の申請がなされており、その後、事業計画どおりに植え付けられていることを確認しております。</p> <p>事業計画内容としては、申請地の周囲には農地が存在するため、それぞれの境界から4m離して植え付け、植栽の間隔を2mとした配置図が添付されており、植付本数は適正な数であると判断致しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、住家1棟97.71㎡、庭敷地等442.29㎡、法面17.00㎡、東…市道、西…里道、南…他人畑、北…私道、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号12号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号12号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に係る総会取扱いについて 別冊資料2</p>	
議 長	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に係る総会取扱いについて」を審議します。</p> <p>先月総会において、「合意解約の通知については、異議を申し立てるということは無いので、審議事項とはならないのではないか。」との指摘がありました。</p> <p>この件につきましては、平成30年11月総会で同様の指摘がありましたが、「明確な定めはないため、各農業委員会の判断となる。」との鹿児島県の見解があり、翌12月総会で引き続き審議事項とすることで報告を行い、現在に至っております。</p> <p>また、事務局からは、「県に対して18条6項の総会取扱いに関して再度照会を行い、見解をいただいた」旨、運営連絡会において報告があったところです。</p> <p>よって、18条6項の今後の取扱いについて、事務局より説明を受けた上で、これを審議事項とするのか、報告事項とするのかについて審議したいと思います。それでは事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは事務局より説明を行います。</p> <p>第7回総会において「合意解約の通知をいただいた分について異議申し立てということはないのではないのか。この場で可否の審議をするのか。」等の質疑があり、事務局より県に照会する旨回答した点につきましては、さきほど議長から説明があった通りです。</p> <p>鹿児島県（農村振興課）の見解によりますと、国の「農地法関係事務処理要領」では、通知内容を審査した結果、それが第18条第6項非該当であった場合は、当事者にその旨通知することとなっている。</p> <p>当該審査及び通知については、「農業委員会」が行うことと規定されているのみである。</p> <p>よって、報告事項とするのであれば、鹿児島市の取扱規定において、事務局専決事項の定めを設けることが望ましく、「通知」であることのみをもって報告とするのは妥当ではない。とのことでした。</p> <p>また、他都市の状況としては、九州・沖縄県都市では本市以外全て、県内各市（18市）でも大部分が報告事項として扱っているようでございます。</p> <p>農地法第18条第6項の総会取扱いに関する今後の対応でございますが、報告事項として取り扱う場合には、本市の取扱規定である「鹿児島市農業委員会事務局の組織及び処務に関する規程」の改正を行う必要があります。</p> <p>また、実施日については、今回の改正は法改正に基づくものではないこと、このような場合、新年度開始日から実施することが通常である。</p> <p>以上の点から、令和3年度第1回総会からの実施が望ましいと考えております。</p> <p>以上で農地法第18条第6項の総会取扱いに関する事務局からの説明を終わります。</p> <p>よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。</p> <p>他都市もほとんど報告の扱いとなっているようですので、規程の改正が必要となるものの、本市もそのようにしたらいかかと思いますが、何かご意見はありますでしょうか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9番委員	<p>事務局から説明がありましたが、事務局の提案は、農業委員会の規定を変えれば報告事項として取り扱ってよいということですか。もし、そういう提案であれば、それでいいと思いますが、その際には、「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」という議題は無くなって、報告事項にそれを載せるという方向になるのですか。</p>

事務局	ただいま、9番委員からご指摘がありましたが、資料の3の部分の復唱になるのですが、本市例規の改正を行い、第1回総会からの実施とすると議決をもらった場合、令和3年度第1回総会から、「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」は、報告事項の方に遷移することになります。
議長	皆様から、報告事項にしてもいいということだと、新年度の4月総会から、報告事項にするという取扱いにしますという方向です。よろしいですか。
9番委員	報告事項にして取り扱うにあたっては、鹿児島市の農業委員会で、そういう方向でやります、報告事項として取り扱いますという決定をしないといけないのではないですか。
事務局	これは、農業委員会という合議体として、取り扱いを決定して頂く必要があります。今日、この場で、今報告にありました通り、報告に変えると、時期としては、4月1日新年度をもって、変えるということであれば、それに合わせた規程改正をしまして、取り扱いもそのようにさせていただきます。
議長	18条6項の取り扱いにつきましては、来年度4月第1回総会から報告事項としていただくということによろしいでしょうか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題5. 「農地法第18条第6項の規定による通知に係る総会取扱いについて」は、本市例規の改正を行った上で、来年度から「報告事項」とすることで決定します。
議題6. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 9ページ～10ページ 4件	
議長	次に、議題6. 「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。 谷山、伊敷地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6. 「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」4件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題 7. 非農地認定に関する件 11 ページ～14 ページ 14 件	
議 長	次に、議題 7. 「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、9 番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、谷山、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、調査結果：住家 1 棟、51 年経過、現況宅地。 番号 3 号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、伊敷、6 番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。 番号 4 号、調査結果：住家 3 棟、うち 1 棟 26 年経過、うち 2 棟 39 年経過、 現況宅地。 番号 5 号、調査結果：3294：杉、約 40 年経過、現況山林。3296：檜、 約 40 年経過、現況山林。 番号 6 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 番号 7 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、15 番委員お願いします。
15 番 委 員	ご報告します。 番号 8 号、調査結果：住家 1 棟、54 年経過、現況宅地。 番号 9 号、調査結果：杉、唐竹・雑木自然繁茂、約 20 年経過、現況山林。 番号 10 号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約 40 年経過、現況山林。 番号 11 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 20 年経過、現況山林。 番号 12 号、調査結果：通路として 36 年経過、現況道路。 以上です。
議 長	次に、吉田、12 番委員お願いします。
12 番 委 員	ご報告します。 番号 13 号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約 20 年経過、現況山林。 番号 14 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 以上です。

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「非農地認定に関する件」14件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題8. 農用地利用集積計画に関する件 15ページ～27ページ 29件</p>	
議 長	<p>次に、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>17ページ、番号3号につきましては、12番委員自身が代表の農地所有適格法人が、18ページ、番号4号につきましては、19番委員自身が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、12番委員、19番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、12番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(12番委員離席後)</p> <p>それでは、番号3号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明します。 資料の17ページをお願いします。</p> <p>番号の3号、地目、現況ともに畑、面積は1,212.00㎡、権利の種類は使用貸借権、区分：新規。 令和2年11月30日公告予定です。</p> <p>これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「農用地利用集積計画に関する件」の番号３号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、１２番委員におかれましては、ご着席をお願いします。１９番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>（１２番委員着席、１９番委員離席後）</p> <p>それでは、番号４号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>引き続き、議事参与の制限の案件について、ご説明します。 資料の１８ページをお願いします。</p> <p>番号の４号、地目、現況ともに畑、２筆の面積は計４，４２２．００㎡、権利の種類は使用貸借権、区分：更新。</p> <p>令和２年１１月３０日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「農用地利用集積計画に関する件」の番号４号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、１９番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>（１９番委員着席後）</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの２７件及び先ほどの２件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の15ページをご覧ください。 「議案第8号」、令和2年11月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>集計表の右下の合計欄になります。 所有権1件、1筆、824.00㎡、賃借権21件、42筆、36,650.00㎡、使用貸借権、7件、19筆、12,905.00㎡。 合計、29件、62筆、50,379.00㎡です。</p> <p>なお、議案書の16ページから27ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、25ページから27ページは、配分計画を含む内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料3 5件</p>	
議長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。 まず、谷山、1番委員お願いします。</p>
1番委員	<p>ご報告します。2ページです。 3. 変更後の用途、資材置場 4. 現況、申出地は、下福元町木屋宇都地区にあり、谷山支所から南西へ約3.1kmに位置し、東側は他人畑、西側は市道、他人畑、南側は雑種地、北側は市道に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は、別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 事業実施の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p>
議長	<p>次に、喜入、16番委員お願いします。</p>

1 6 番 委 員	<p>ご報告します。6 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町下地区にあり、喜入支所から北西へ約 5. 7 k m に位置し、東側は他人畑、西・北側は渡人畑、南側は市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は、別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、1 0 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町下地区にあり、喜入支所から北西へ約 5. 9 k m に位置し、東・南側は里道、西側は他人畑、北側は市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は、別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、1 4 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町浜田地区にあり、喜入支所から北西へ約 5 k m に位置し、東側は宅地、渡人畑、西側は宅地、他人畑、南側は宅地、他人畑、北側は渡人畑、市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は、別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5 番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。1 8 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、植林</p> <p>4. 現況、申出地は、直木町下東ヶ谷地区にあり、松元支所から南西へ約 2 k m に位置し、東側は水路、西・北側は管理用通路、南側は他人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は、別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>18ページですが、植林をすると、隣の農地に影が射すと思いますが、この場合については、問題はないですか。</p>
事 務 局	<p>植林した場合の周囲の農地への影響についてのご指摘だと思います。この点につきましては、実際に農地法の許可申請が出た際に審議をすることになると思いますが、植林の際には、周囲の農地等に影響が出ないように、周辺農地から一定距離、後退させた形で植林をするというのが、通常でございますので、今後、転用許可申請が出てきた場合に、事業計画によって、植林の本数とか、農地からの後退距離等を見て、許可相当か判断することになると思います。</p>
9 番 委 員	<p>字図で、南側はどちらになりますか。</p>
議 長	<p>上の方が北になります。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」5件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題10. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料4 61件</p>	
議 長	<p>次に、議題10.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料4です。 まず、谷山、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>調査筆数：8筆、現況確認日：令和2年10月19日、農地・非農地の判断結果：檜、孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。3ページです。</p> <p>調査筆数：8筆、現況確認日：令和2年10月29日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査筆数：3筆、現況確認日：令和2年10月14日、農地・非農地の判断結果：杉、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、東桜島、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：令和2年10月13日、農地・非農地の判断結果：松、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：4筆、現況確認日：令和2年10月29日、農地・非農地の判断結果：杉、唐竹・孟宗竹・コサン竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。
1 9 事 務 局	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和2年10月13日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：16筆、現況確認日：令和2年10月26日、農地・非農地の判断結果：14筆が杉、真竹・コサン竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が不耕作により農地、1筆が果樹植付中により農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和2年10月30日、農地・非農地の判断結果：杉、クヌギ、コサン竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8番委員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：令和2年10月14日、農地・非農地の判断結果：孟宗竹・コサン竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」61件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>

議題 1 1. 相続税の納税猶予に関する件 28ページ～29ページ 2件	
議 長	<p>次に、議題 1 1. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、15番委員お願いします。</p>
15番委員	<p>それでは、28ページをお開きください。 この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもと猶予又は免除する相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。 番号1の申請者は被相続人の子でございまして、相続開始年月日は、令和2年1月30日で、今回が初めての発行でございます。 申請は令和2年11月5日に提出され、11月13日に13番委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしました。 今回、調査いたしました申請農地は、田2筆、畑1筆でございます。 地番1は、4連棟の硬質ハウスでバラを栽培中でした。 次に、地番2も2連棟の硬質ハウス内で同じくバラを栽培中でした。 地番3は、ビニールハウス1棟にトラノオ、ドラセナが植付されておりました。 露地には、ジャガイモ、里芋、ニラ、玉ネギ、ワケギ、イチゴが作付されておりました。 従いまして、番号1の特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」並びに「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の発行については、支障がないものと判断いたします。 次に29ページをお開きください。 同じく、相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。 番号2の申請人は被相続人の子でございまして、相続開始年月日は、平成20年2月22日で、今回が5回目の発行でございます。 申請は令和2年10月20日に提出され、11月13日に13番委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしました。 今回、調査いたしました特例適用農地は、全て畑でございます。 地番1は、5棟のビニールハウスでハウレンソウ、カブを作付中であり、露地では、白菜、キャベツ、人参、レタス、ブロッコリー、玉ネギ、高菜を作付中でした。 地番2と3は、続き地で、アスパラガス、ハウレンソウを作付中であり、菊、ブドウを植付中でした。 従いまして、番号2の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。 以上で、報告を終わります。</p>

議	<p data-bbox="376 159 408 192">長</p> <p data-bbox="464 159 1422 232">ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p data-bbox="480 286 788 320">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p data-bbox="435 374 1501 448">それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1 1. 「相続税の納税猶予に関する件」 2 件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> <p data-bbox="464 501 919 575">議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	---

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 30ページ～32ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。30ページです。 照会日：令和2年11月10日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年11月20日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	報告します。31ページです。 照会日：令和2年10月15日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年10月28日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、32ページです。 照会日：令和2年10月29日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年11月4日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会） 33ページ～37ページ 2件	
議 長	次に、報告事項2「相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会）」 それでは、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>33ページをお開きください。</p> <p>今回、10月20日に税務署から2件の照会があり、現地で耕作状況を調査し、報告いたしましたので、ご説明申し上げます。</p> <p>対象農地は、2件とも市街化区域内の農地でございます。20年間の営農を継続した時期が到来したとき、相続税納税猶予額の免除確定を行うため、税務署から利用状況の確認の照会がきたものでございます。</p> <p>まず、整理番号45番です。対象相続人は被相続人の子で、相続開始年月日は平成13年4月18日でございます。11月13日に、13番委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしました。</p> <p>34ページをお開きください。</p> <p>特例適用農地1と2の地目は畑で、キャベツ等を作付けしており、農地として適正に利用していることが確認されました。</p> <p>次に、35ページをお開きください。整理番号46番です。対象相続人は被相続人の子で、相続開始年月日は平成13年7月31日でございます。</p> <p>11月13日に、13番委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしました。</p> <p>36ページ、37ページをお開きください。</p> <p>特例適用農地1から6の地目は畑で、1と2ではアスパラガス等を、3から6ではブロッコリー等を作付けしており、農地として適正に利用していることが確認されました。</p> <p>よって、回答書のとおり11月16日に税務署へ報告をいたしました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 38ページ～40ページ 12件	
議 長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の38ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合、農業委員会に届出を要するものです。</p> <p>今回の届出件数は、12件、登記地目別では、田12筆、7,586.00㎡、畑28筆、12,812.00㎡、その他0筆、0㎡、計40筆、20,398.00㎡</p> <p>取得した事由は、相続が12件、権利の種類は、所有権が12件、農業委員会によるあっせん等の希望は、有が1件、無が11件です。</p> <p>次の39から40ページは、届出の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 41ページ～46ページ 16件	
事務局	<p>次に、41ページをお開きください。</p> <p>報告事項4、農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内の農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決により処理したものです。</p> <p>第4条関係は、一般住宅1件、共同住宅1件、駐車場1件で、合計3件です。</p> <p>42ページは届出の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>元に戻っていただき41ページをお願いします。</p> <p>第5条関係は、上から順に「一般住宅」8件、「共同住宅」1件、「店舗等」1件、「その他」3件で、合計13件です。</p> <p>資料の43ページ～46ページは、第5条の届出の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
5. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料5	
議長	<p>次に、報告事項5「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項5 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、二段書きの上の段の9月分については、訪問戸数169戸、うち不在43戸、調査回答戸数130戸、貸出希望6戸80.91アール、借入希望1戸20.00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数4,250戸、うち不在377戸、調査回答戸数3,886戸、貸出希望208戸4,434.51アール、借入希望43戸1,989.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績9戸110.94アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
6. 貸借料情報の提供について 別冊資料6	
議長	<p>次に、報告事項6「貸借料情報の提供について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>次に、報告事項6 賃借料情報の提供について、報告いたします。 別冊資料6をお願いします。</p> <p>1の趣旨について、農地法第52条の規定に基づき、地域における農地の賃借料の目安になるものとして、実勢の賃借料の情報を提供するものです。</p> <p>次に、2の算出方法等について、(1)の賃借料情報データは、農地台帳から、平成31年3月31日から令和2年10月31日までの間に、利用権設定の賃借データを使用、(2)の賃借料水準の計算は、特殊な取引に係るデータを取り除き、10アールあたりの平均額、最高額、最低額を求めました。</p> <p>3の提供区分について、(1)の地目は、田、畑、松元地域は、一般畑と茶畑に区分、(2)地域は、合併前の鹿児島地域及び桜島、吉田、喜入、松元、郡山の6地域に区分、桜島地域は、桜島と東桜島地区を合わせ、また、田はないことから設定はありません。</p> <p>4の賃借料情報の提供方法については、農業委員会だよりと市ホームページに掲載するとともに、農業委員会事務局の本・支局の窓口等で提供します。</p> <p>公表期間は、令和3年12月末までを予定しています。</p> <p>最後に賃借料情報の公表案については、裏面のページのとおりです。お目通しをお願いします。</p> <p>以上で、賃借料情報の提供について、報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時05分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第8回総会（月例）開催日時は、 12月25日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・令和2年度第2回合同委員会開催日時は、 12月25日（金）午前11時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前11時10分）</p>